

校外活動における学校の責任

出典：最高人民法院公報2008年第9期34～41頁

第1審：広州市白雲区人民法院2007年5月21日判決

第2審：広州市中級人民法院2007年12月14日判決（確定）

当事者：下記の通り

原告（被上訴人1）：X（小学生，10歳）

被告1（上訴人）：Y小学校

被告2（被上訴人2）：Z旅行社

被告3（被上訴人3）：Pセンター

被告4（被上訴人4）：Q旅行社

1 事案の概要

2006年4月3日，Y小学校はZ旅行社と「広東省国内旅行団契約」を締結し，Y小学校の1890人の生徒が，Z旅行社が組織する「宝桑園春季桑果節1日旅行」に参加し，費用は1人当たり55元，Z旅行社が16名のガイド（1班当たり1名）を派遣する等の内容で約定した。

2006年4月4日，Y小学校は全校児童の保護者に向けて，①Y小学校は2006年4月11日に全校児童で花都区宝桑園において春の遠足を実施すること，②参加申込をする学生は4月6日午前に参加費用55元を学校まで持参し，Z旅行者が派遣した人が校門で徴収することにつき通知した。Y小学校の生徒であるXは，当該遠足に参加申込をした。同年4月10日午前，Y小学校は校内放送を通じて当該遠足に対する安全教育を実施し，各クラス主任も各クラスの実際の状況のに基づき，児童に向けて安全注意事項を強調した。

2006年4月11日，Y小学校の34クラス約1800人の児童が花都区宝桑園での春の遠足に参加した。Z旅行社は16名のガイドを派遣し，当該遠足のガイドお

および管理活動の責任を負った。Y 小学校は100名の教員を引率として派遣した。しかし、宝桑園でもガイドサービスを提供していたことから、Z 旅行社のガイドは各班を担当せず、園内の全域で巡視、監督および調整作業を行い、Y 小学校の教員のために自由活動を別途手配した。Y 小学校の大多数の教員は、Z 旅行社が手配した自由活動に参加したので、学生の全行程を引率し管理することはなかった。宝桑園は、遠足が行われている間、Y 小学校の各班に対して8乃至10個の風を用意し、多くの児童が園内の丘の斜面で風を揚げた。当日の13時50分に遠足に係る行事が終了し、児童たちは整列して車に乗る準備をしたが、一部の児童はまだ風揚げをしていた。13時55分に、X は教員の要求に従って斜面下方に立って整列の準備をしていたところ、突然、風が飛来して風骨がX の左眼球に刺さり損傷した。

Y 小学校はただちにX を南方医院に搬送して入院・治療させた。当該医院の診断結果によれば、左眼球角膜貫通傷であり、入院期間中に左眼球角膜回復縫合手術を受けた。X は、2006年4月28日に退院し、同年5月23日に中山大学附属眼科医院で入院治療を受けた。その結果、眼球貫通傷、角膜貫通傷、外傷性白内障と診断された。X は、当該医院に入院中に左眼球白内障抽出手術を受け、同年5月30日に退院した。同年6月6日、原告は当該医院に再入院して治療を受け「PPV+シリコン充填」手術を受け、同年6月16日に退院した。退院後、X は継続して通院治療を受け、司法鑑定により8級障害とされた。

X は上述の治療期間において、医療費26,594.31元、病床費170元、法医学鑑定費645元を要した。X の入院日数は37日であり、入院および通院治療期間において、X の母は48日間付添い、その間の休業により3,408元分が減給された。事件発生後、Y 小学校はX に対して7,000元を支払い、このほかにZ 旅行社が掛けていた旅行保険金として10,736.54元がX に対して保険会社より支払われた。「広東省2006年度人身損害賠償計算基準」に基づき、X の障害賠償金は毎年14,769.94元で、これに30%を按分した額に20年を乗じて、合計88,619.64元とし、入院中の栄養補助費を1日当たり30元で37日間として計算し、合計1,110元とされた。このほかに、X は、保険会社からの保険金から医療費を控除するということ、医療費には入院期間中の食費250元と付添人のベッド費170元が含まれるということを明確に表示している。

ところで、宝桑園は、P センターが広州花都区において開発した観光プロジェクトである。2005年5月23日に、P センターとQ 旅行社とで「合作協議書」を取り交わし、P センターが宝桑園内の観光および観光スポットの参観を提供

し、Q 旅行社に当該観光プロジェクトの総代理を委託し、園内の観光マーケットの宣伝、推進および販売活動の責任を負い、P センターは園内全域の管理および安全保安衛生活動に責任を負い、Q 旅行社は団体および個人旅行客を組織し、園内における全行程の組織およびガイドサービス等を提供することにつき責任を負うことになっていた。なお、X が負傷した後、4 被告はいずれも誰が風を揚げていて X に傷害を負わせたのかについて明らかにしていない。

2 判 旨

(1) 第 1 審判旨

最高人民法院「人身損害賠償案件の審理に適用する法律の若干の問題に関する解釈」第 7 条および教育部「学生傷害処理弁法」第 9 条に基づき、学校は、学生を組織して校外活動に参加させたことにつき、学生に対して依然として管理と保護の義務を負う。本件において、被告 Y 小学校は、春の遠足活動を被告 Z 旅行社に団体旅行を組ませたが、教育機関として Y 小学校がその責任を負うことはできないというならば、校外活動における学生管理と保護の法定義務を他人に転嫁するものである。… (中略) …Y 小学校は、予見すべき事故の危険について、必要な安全防衛措置を講じるべきであったが、本件事実によれば、今回の遠足の前に、Y 小学校は全校児童に対して安全教育を行っていたが、遠足が始まった後は、Y 小学校は、教員を手配して各班児童の全行程を引率して観光を行い、児童に対して管理と保護を行い、かつガイドサービスに対して監督・協力をすることなく、教師が学生から離れて園内で自由活動をすべく手配し、未成年者の教育・管理・保護に対する経験の乏しいガイドに児童を完全に委ねた。このようなやり方は、学校が児童に対して尽くすべき管理および保護の義務に明らかに違背している。したがって、原告 X が春の遠足において風の足が左眼球に突き刺さり、生涯にわたる傷害を負ったことにつき、Y 小学校には過失があり、直接の加害者を明確にする方法がない状況において、Y 小学校は原告 X の傷害の結果に対してすべての責任を負うべきで、原告 X がこれによって受けたすべての損害を賠償しなければならない。原告 X が被告 Y 小学校に要求した、医療費（入院期間中の付添人のベッド代を含む）、看護費、入院中の食費補助費、交通費、栄養費、法医学鑑定費、障害補償金、精神慰問金の訴訟請求は法律の規定に合致し、支持すべきものである。Y 小学校がすでに支払った 7,000 元および保険会社がすでに賠償した 10,736.54

元を控除した後、原告の医療費（付添人のベッド代を含む）は9,027.77元とする。原告が主張する交通費は高額に過ぎ、原告の治療期間と過程等の状況を総合的に考慮し、その交通費は1,000元と認定する。原告が主張する栄養費と精神慰問金は高額に過ぎ、それぞれ2,000元と25,000元と認定する。上記を総合して原告の各損害の合計は130,810.41元と認定する。原告は既に入院期間中の食費補助費を賠償せよとの訴訟請求を提出し、また食費250元（医療費の中に当該項目は含まれる）の賠償を重複して主張しているが、これは支持できない。原告Xは障害賠償金および精神的慰問金を主張し、さらに後遺障害による損失費を重複して主張しているが、これは支持しない。このほかに、原告Xが主張する今後のシリコンの再補填費用についてはこれがいまだ発生したものではないことから、原告Xは実際に費用支払が発生した後に別訴を提起することができる。

以上から、広州市白雲区人民法院は2007年5月21日に下記の通り判決する。

- 一、被告Y小学校は、原告Xに対して医療費（付添人のベッド代を含む）、看護費、入院中の食費補助費、栄養費、交通費、法医学鑑定費、障害賠償金、精神慰問金の総計130,810.41元を賠償せよ。
- 二、原告Xのその他の請求は却下する。

（2）第2審判旨

（「上訴人Y小学校は、すでに児童の保護者に対して本件春の遠足が被上訴人Z旅行社が請負う団体旅行であることを通知し、旅行費用はZ旅行社が児童から直接徴収し、これにより本件春の遠足がZ旅行社によって組織された旅行であると主張し、Y小学校の校外活動ではなく、学生とZ旅行社との間で締結された旅行契約関係にあり、この期間内の一切の責任は全てZ旅行社が負うべきである」という上訴人Y小学校の主張を踏まえて）Z旅行社は団体旅行形式で春の遠足を請け負ったという状況において、Y小学校は確実に児童の保護者に通知し、旅行費用も確実にZ旅行社が直接児童から徴収したとしても、本件春の遠足がY小学校が組織した校外活動ではなく、1,800名余りの児童が全てZ旅行社と旅行契約を締結したという結論を得ることはできない。…（略）…事実上、児童およびその保護者は、Y小学校に対する信任に基づき、本件春の遠足が学校が組織する校外活動であるという認識に基づき、だからこそこれに参加したのである。

以上から、本件春の遠足の性質は、上訴人Y小学校が組織した校外活動と

認定すべきである。Y 小学校はこの遠足を被上訴人 Z 旅行社に請け負わせたことは、その具体的実施方法にすぎず、校外活動の性質たるを改変することは出来ない。… (略) …本件において、上訴人 Y 小学校は全校児童を組織して本件春の遠足を実施し、Y 小学校は被上訴人 Z 旅行社と締結した「広東省国内旅行団体契約」において Z 旅行社が活動期間中の学生に対して管理・保護を行う責任を負うとする内容の約定をしているが、契約によって Z 旅行社の義務を設けていることが、Y 小学校の義務を免除あるいは軽減することを意味するものではない。Y 小学校は教育専門機関として、自校の児童を教育し、管理し、保護する自己の法定義務を任意に移転する権利を有していない。本件において明らかになった事実に基づけば、… (中略) …被上訴人 X が本件春の遠足において風の足が眼球に突き刺さって傷を負ったことは、Y 小学校が必要な安全防御措置を講じなかったことにより、尽くすべき義務を履行しなかったものであり、相応の責任を負わなければならない。… (略) …以上から、上訴人 Y 小学校の上訴理由はいずれも成立せず、1 審判決が認定した事実は明白で、法律適用に誤りはなく、審判手続も合法的であり、維持すべきである。広州市中級人民法院は中華人民共和國民事訴訟法第153条第1項第1号の規定により、2007年12月14日に下記の通り判決する。

一．上訴を却下し、原判決を維持する。

二．本判決を以て終審判決とする。

3 考 察

(1) 過失判断の基準

はじめに検討したいのは、過失の概念がどのように捉えられているのかという点である。すなわち、過失を判断するに際して、主観的過失論に依拠しているのか、それとも客観的過失論に依拠しているのか、あるいは独自の論理に拠っているのかという、過失の判断基準の問題である。

中国の民法学界においては、不法行為の成立要件たる過失に関して、欧米およびわが国において伝統的に議論されてきた過失論、すなわち主観的過失論か客観的過失論かの議論を踏まえて、主観的過失論に立つ学説が優位とされている⁽¹⁾。ただし、中国における過失概念は、主観論と客観論を統合的に認識する

(1) 楊立新『侵權法論（第二版）』（人民法院出版社，2004）183頁。

ことを基本とすべきとする考え方⁽²⁾もあり、必ずしも学説が定まっているとは言いきれない状況にある。これは、日本法における過失概念をめぐる学説動向の変遷に似通っており、中国の裁判実務においても幾分以上の混乱が生じているようである⁽³⁾。

日本法においては、具体的事件において過失の有無を考える際には、内心の心理状態は直接認定できないので、客観的な事象（具体的な行為義務違反）から内心不注意であったと認定することも多く、また、前方不注意の結果として制限速度を超過した場合のように、主観的過失から客観的過失へと変化することもあると説明される⁽⁴⁾。しかし、伝統的に通説は主観的過失論に拠る傾向が強かったものの、判例は、ある状況下において行為者がとるべき注意義務違反を以て過失ありと判断する客観的過失論に拠るものが多く、近時の学説も徐々にこれに傾斜しつつある⁽⁵⁾。

翻って、中国法においてはどうかであろうか。中国法においても、主観的過失論と客観的過失論とが対立しているが、近時の有力説は過失基準の客観化、すなわち、過失の本質的属性を主観的なものから客観的なものへと変化させることを強調している⁽⁶⁾。本件判決においては、第1審および第2審ともに、学校責任の根拠法として最高人民法院「人身损害赔偿案件的審理に適用する法律の若干の問題に関する解釈」第7条および教育部「学生傷害処理弁法」第9条の存在を指摘したうえで、「教育機関として固有の法定義務がある」と判示し、この「法定義務」違反行為が過失の判断基準となっている。すなわち、本件判決は過失の有無を法定義務違反という基準によって客観的に判断しており、客観的過失論に拠ったものといえよう。

（2） 抽象的過失論と具体的過失論

本件は「学校の活動」というある意味で特殊な状況下での事件であるため、通常人、一般人の注意能力以上のものが求められたといえる。この場合において、本件判決は前述のとおり、過失の判断基準として客観的過失論に依拠した

（2） 王衛国『過失責任原則：第三次勃興』（中国法制出版社，2000）252頁。

（3） 楊立新・張新宝・姚輝『侵權法三人談』（法律出版社，2007）114～115頁。

（4） 加藤雅信『新民法体系V 事務管理・不当利得・不法行為（第2版）』（有斐閣，平成17）144～145頁。

（5） 吉村良一『不法行為法（第3版）』（有斐閣，2007）64頁。

（6） 楊立新『侵權損害賠償（第四版）』（法律出版社，2008）130頁。

と推知されるが、過失の程度に関してはどのような基準を用いたのであろうか。いわゆる抽象的過失論と具体的過失論との対立の問題について検討してみたい。

日本法においては、抽象的過失は、抽象的に一般人（通常人）を基準とした注意義務を怠ったことであり、具体的過失は、行為者本人の能力を基準とした注意義務を怠ったことであると説明される⁽⁷⁾。日本民法709条は、抽象的過失が問題となり、具体的過失は問題とならないとされている。したがって、通説は過失の有無の認定を一般人（通常人）を基準に行ってきた。もっとも、一般人（通常人）といっても、世の中の一般の平均人ではなく、当該状況と同じような状況にある一般人（通常人）を指すと考えられている。ちなみに、具体的過失の有無の判断は、行為者ごとに注意義務の水準が異なってくるため、具体的過失論に立つと被害者は一般人（通常人）の注意能力があるが、加害者の注意能力が一般人よりも低い場合には加害者の責任はないことになってしまい、被害者保護の観点からは望ましくない。

過失の有無は、通常の市民生活において不法行為が問題となるときには、一般的な市民の注意力の水準に即して判断されるが、特殊な知識、技術を有する専門家集団には、高い注意力の水準が求められ、「専門家の責任」が議論される。主観的過失論であろうと、客観的過失論であろうと、過失の内容を結果の予見と結果の回避との2つの要素に分けて考える傾向にある。不法行為となる可能性のある事故が発生した場合、一般人・通常人であればその結果を予見すべきであったのに、行為者がその結果を予見せずに事故を起こしたときには、予見義務違反という過失があったとされる。また、一定の結果発生についての危険が予見できた場合、一般人・通常人であればその結果を回避するための行動をとるであろうときには、危険を予期した者も、その結果回避行動をとることが要請され、そのような行動をとらなかった場合に、結果回避義務違反という過失があるとされる。

予見義務・結果回避義務の成否は、一般人（通常人）を基準とするとされ、わが国の「大阪アルカリ事件」の原審判決（大阪控判大4・7・29）は、「その作業より生ずる結果に対する調査研究を不当に怠った」として調査義務違反による過失を認めたが、大審院大5・12・22判決は、損害予防のための「相当なる設備を施したる以上過失はない」と判示した。他方で、新潟水俣病事件判

(7) 前掲加藤書141～142頁。

決（新潟地判昭46・9・29）は、「最新技術の設備をもってしても直人の生命、身体に危害が及ぶおそれがあるような場合には、企業の操業短縮はもちろん操業停止までが要請されることもある」と判示した。両判決は、ともに結果回避義務を前提としながら、結果回避義務の内容として、前者は相当な損害予防設備を要求するにとどまるのに対して、後者は操業停止までも要求している。物的被害と人的被害についての結果回避義務の社会的要請の強さの違いを反映している。

この点は、中国法においてもほぼ同様の考え方が定着しつつあるといえよう⁽⁸⁾。本件第1審判決でも、学校の講じるべき責任として、相当程度高度な責任が課せられているとする判示がなされているが、とくに注目すべきは「Y小学校は、予見すべき事故の危険について、必要な安全防衛措置を講じるべきであったが、…（中略）…このようなやり方は、学校が児童に対して尽くすべき管理および保護の義務に明らかに違背している」と判示した点である。つまり、予見すべき事故の危険について必要な安全防衛措置を講じるべきであるとして、予見可能性と結果回避義務という過失評価の考え方を示唆したのである。

なお、本件第1審判決では、「教師が学生から離れて園内で自由活動をすべく手配し、未成年者の教育・管理・保護に対する経験の乏しいガイドに児童を完全に委ねた。このようなやり方は、学校が児童に対して尽くすべき管理および保護の義務に明らかに違背している。したがって、原告Xが春の遠足において風の足が左眼球に突き刺さり、生涯にわたる傷害を負ったことにつき、Y小学校には過失があり、「直接の加害者を明確にする方法がない状況において、Y小学校は原告Xの傷害の結果に対してすべての責任を負うべきで、原告Xがこれによって受けたすべての損害を賠償しなければならない」と判示して、「教員が自由活動を行っていた」という事実（間接反証）から、「事実上の過失」が導き出されている。つまり、過失の推定が行われており、現代型不法行為訴訟における過失の厳格化の流れに沿った判決と評価することができよう。

（3） 無過失責任と厳格責任

最後に、学校活動による事故については、学校は無過失責任を負うとする考

（8） 廖煥国『侵權法上注意義務比較研究』（法律出版社，2008）105～109頁。

え方について検討する。中国民法通則106条3項は、「過失はないが、民事責任を負うべきことを法律が規定している場合は、民事責任を負うべきである」と規定している。本条項は、無過失責任の根拠とされ、無過失責任を負うことは行為者の責任が重くなるため、法律が明確に規定する場合にはじめて、行為者に無過失責任を負わせるべきだと解釈されている⁽⁹⁾。

さて、中国の法学界における無過失責任に対する理解としては、王利明教授のそれが代表的といえよう⁽¹⁰⁾。かつては、行為者あるいは法定義務者に故意・過失がなくても賠償責任を免れないことを無過失責任とする説⁽¹¹⁾も存在した。しかし、王利明教授の理解によれば、無過失責任の原則とは、行為者の過失の有無を考慮せず、あるいは行為者の過失の有無は民事責任の構成および負担に対して影響を及ぼさないというものである。また、その特徴としては、①当事者双方の過失を考慮しないこと、②加害者に過失があることを推定できないこと、③因果関係が責任決定の基本要件であること、④法律に特別な規定があることの4つの特徴を有するという⁽¹²⁾。

この認識に基づけば、被害者は加害者の過失について挙証する必要はなく、加害者もその過失なきことを理由として免責や責任軽減抗弁を主張することができない。したがって、行為者の過失の有無にかかわらず、民事責任を負うべきであると法律が規定している場合は、行為者はその行為によってなした損害に対して民事責任を負わなければならない。これに対して、張新宝教授は、そもそも加害者は無過失を免責事由にすることはできないと考える⁽¹³⁾。張教授は、「当事者双方の過失を考慮しないという王教授の見解を、過失相殺のようなものと理解したと思われる。しかし、王教授は、「被害者に損害の発生に対

(9) 顧明・祝銘山・黃曙海・陳光中・許崇徳主編『中華人民共和國常用法律疑難条文釋義』(中国労働出版社, 1992) 288頁。胡艶香『侵權法中嚴格責任地位研究』(經濟科学出版社, 2008) 204頁以下では、無過失責任を嚴格責任として構成し、今後の立法の在り方について積極的な提言を行っている。

(10) 王利明『侵權行為法歸責原則研究』(中国政法大学出版社, 1992) 127頁以下。

(11) 同上131頁によれば、1954年に台湾において発刊された史尚寛『債法総論』104頁に当該学説が記載されているというが、筆者は現物の確認ができていない。

(12) 同上129～130頁。楊立新編著『侵權賠償實務』(法律出版社, 1998) 27頁も同旨である。

(13) 張新宝『中国侵權行為法』(中国社会科学出版社, 1995) 55頁。

して過失がある場合は、加害者の民事責任を軽減することができる」と規定する民法通則131条のいわゆる「混合過失」を意識しており、無過失責任の原則を貫徹するためには、「混合過失」を排除しなければならないという考えを有していると思われる。つまり、たとえばある不法行為について当事者双方に過失が存在したとして、被害者救済の観点から加害者の過失を考慮せずに責任を負わせようとしても、民法通則131条に規定される混合過失の原則が適用される限り、被害者の過失を考慮せざるを得なくなり、結果として被害者にも責任を負わせることになる可能性があるという問題を回避しようとしたのではないだろうか⁽¹⁴⁾。

本件第2審判決は、「契約によってZ旅行社の義務を設けていることが、Y小学校の義務を免除あるいは軽減することを意味するものではない。Y小学校は教育専門機関として、自校の児童を教育し、管理し、保護する自己の法定義務を任意に移転する権利を有していない。本件において明らかになった事実に基づけば、…（中略）…被上訴人Xが本件春の遠足において風の足が眼球に突き刺さって傷を負ったことは、Y小学校が必要な安全防御措置を講じなかったことにより、尽くすべき義務を履行しなかったものであり、相応の責任を負わなければならない」と判示している。これは、第1審判決で示されたと思われる「過失推定」を裏付けるとともに、無過失責任という厳格責任を問うものとして評価することもできよう⁽¹⁵⁾。

(14) 前掲王利明書318～320頁。なお、王教授が、混合過失と過失相殺とは異なるものであると考えているのに対して、張教授はこれを同一の概念と考えるため、前記のごとく無過失責任の原則に対する理解が相違することは、当然の帰結といえるのかもしれない。

(15) 方益県等著『校園侵權法律問題研究』（法律出版社、2008）163～164頁は、無過失責任の原則は学校関係事故における学校の一般的な帰責原則であるとする。また、楊垠紅『侵權法上作為義務』（法律出版社、2008）201～203頁は、学校の責任を安全保障義務として構成しようとする。